

安城市中心市街地拠点施設映像コンテンツ等システム更新及び運用保守業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、安城市中心市街地拠点施設（以下、「アンフォーレ」という。）に係る映像コンテンツ等システム更新及び運用保守業務委託（以下、「本業務」という。）について、最も適した映像コンテンツ等システム及び運用保守をする民間事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

安城市中心市街地拠点施設映像コンテンツ等システム更新
及び運用保守業務委託

(2) 業務場所

安城市御幸本町地内

(3) 業務内容

別紙「安城市中心市街地拠点施設映像コンテンツ等システム更新及び運用保守業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和12年3月31日まで

(5) 想定する構築等スケジュール

令和6年11月	コンテンツ等制作完了
令和6年12月9日～12月28日	現場作業期間 ※機器類等の更新、システム設定
令和7年1月4日～3月31日	仮稼働・システム調整期間
令和7年4月1日	本稼働
令和7年4月1日～令和12年3月31日	運用保守期間

なお、上記スケジュールについては変更となる場合がある。

(6) 委託料上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

総額	金152,600,000円
うち令和6年度分	金80,000,000円
うち令和7年度分	金14,520,000円

うち令和8年度分	金14,520,000円
うち令和9年度分	金14,520,000円
うち令和10年度分	金14,520,000円
うち令和11年度分	金14,520,000円

3 実施形式

公募型プロポーザル

4 プロポーザルへの参加資格要件

本プロポーザル（以下、「本件」という。）に参加できる者は、次の参加資格要件を満たす者とする。なお、申込において提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日から契約締結日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者及び参加表明の日から前6月以内に手形若しくは小切手の不渡りがないこと。
- (6) 提案上限額の範囲内で業務が遂行できること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この要領において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 次の国税及び県税並びに市税（提案者の事業所の所在が安城市の場合）が未納でないこと。

ア 国税

法人税、消費税及び地方消費税

イ 県税

法人県民税及び法人事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）及び自動車税種別割

5 日程

日程は、次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

日程	項目
令和6年 3月26日（火）	公告日
3月26日（火）	参加表明書等・質問書 受付開始
4月 1日（月）	質問書提出期限
4月 5日（金）	質問書回答予定日
4月12日（金）	参加表明書提出期限
4月17日（水）	参加資格有無の通知
5月 8日（水）	業務提案書等提出期限
5月23日（木）	企画提案会（プレゼンテーション）
5月24日（金）	企画提案会（予備日）
5月下旬	プロポーザル結果公表予定 審査結果通知発送予定
6月中旬	仕様書詳細協議、契約締結

6 質問の受付及び回答

本件に関する質問の受付及び回答方法は、次のとおりとする。なお、本実施要領・仕様書に関する内容以外の質問は受け付けない。

- (1) 提出先 「14 各種書類の提出先」 のとおり
- (2) 提出書類 質問書（様式第2）
- (3) 受付期間

令和6年3月26日（火）午前9時から令和6年4月1日（月）午後5時まで。また、提出期日については必着とする。

- (4) 質問方法

質問書に必要事項を入力の上、電子メールに添付して提出することとし、電話での

質問には応じないものとする。なお、電子メールを送信した際に、電話連絡すること。ただし、3月26日（火）に電子メールを送信した際は、3月27日（水）に電話連絡すること。

（5）回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上、令和6年4月5日（金）（予定）に市公式ウェブサイトに掲載する。

7 参加表明書等の提出

本件に参加しようとする者は次のとおり参加表明書等を提出すること。

（1）提出先 「14 各種書類の提出先」 のとおり

（2）提出書類

ア 参加表明書（様式第1） 1部

イ 本市の入札参加資格を有していない者は、合わせて以下の書類を提出すること

（ア）履歴事項全部証明書 1部

（イ）各納税証明書 1部

（3）提出期限

令和6年4月12日（金）午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

（4）提出方法

以下のいずれかの方法で提出すること。

なお、発注者は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任を負わない。

ア 持参

受付期間内に提出するものとし、火曜日を除く平日の午前9時から午後5時までに持参すること。

イ 郵送

受付期間内に必着するものとし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。

ウ メール

受付期間内に受信するものとし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。

（5）参加資格有無の確認及び通知

前項の提出方法を遵守し参加表明書等を提出したすべての事業者に対して、令

和6年4月17日（水）付でメールにて通知する。

なお、前項の提出方法を遵守していない又は参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和6年4月19日（金）までに書面（任意様式）を持参、郵送、又は電子メールにより提出し、説明を求めることができる。

8 業務提案書等の提出

参加資格確認結果通知書により参加資格有と通知された者は、次のとおり業務提案書を提出すること。

(1) 提出先 「14 各種書類の提出先」 のとおり

(2) 提出書類

業務提案書を紙面で6部、1部ずつフラットファイルに綴じて用意するとともに、データ一式をCD-ROM等のメディアに格納し提出すること。業務提案書は下記のとおり「業務提案書」と「見積書」で構成すること。

ア 業務提案書

業務提案書の内容は「仕様書」を熟読した上で提案者が責任を持って必ず履行できるものとする。なお、様式は任意であるが、紙面のサイズはA4サイズとし、文字サイズ（図表やグラフは除く）は原則12ポイント以上とする。また、ページ数に表紙、目次は含めず50ページ以内とする。なお、A3サイズがある場合、A4サイズ2ページ分と数える。提案内容の記載の順序は、基本的に「別表 評価基準」の評価項目の順とすること。ただし、説明のし易さから順序が前後する場合には、見出し等でわかるように記載すること。また、「別表 評価基準」内の「類似業務実績一覧、業務実施体制図、業務従事者一覧等」は、該当があった場合に事業者の任意の様式で業務提案書とともに提出するものとし、ページ数にも含めないものとする。

イ 見積書

「仕様書」記載の内容のほか、事業実施に必要な経費を計上すること。なお、記載する金額は消費税相当額を含んだものとする。

(3) 受付期間

令和6年4月22日（月）午前9時から令和6年5月8日（水）午後5時必着

(4) 提出方法 以下のいずれかの方法で提出すること

ア 持参

受付期間内に提出するものとし、火曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで
に持参すること。

イ 郵送

受付期間内に必着するものとし、受付期間内に電話により到着の確認をす
ること。

(5) その他

ア 「仕様書」は必要最低限の要件を定めたものであるが、「仕様書」の内容を満
たす代替案は認めるものとする。

イ 「仕様書」に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であ
ると思われる業務においては積極的に提案すること。ただし、これに係る経費
は、提出する見積額に含むものとする。

9 提出書類の取り扱い

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の再提出、追加及び変更をすることは一切認めないものとする。ただ
し、誤字脱字程度の軽微な修正については、事務局担当者へ事前に連絡をした上
で修正できるものとする。

イ 提出書類は返却しないものとする。

ウ 提出書類は、本プロポーザルによる受注者選定のみを使用するが、安城市情報
公開条例（平成12年12月21日安城市条例第49号）に基づき、公文書の開
示請求がされた場合は、一部又は全部について公開する場合がある。

(2) 提出書類の無効

提出書類の中で、次の条件のいずれか一つでも該当する場合は、原則として提出
書類を無効とし、審査の対象としないものとする。

ア 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない。

イ 許容された表現方法以外の方法が用いられている。

ウ 虚偽の内容が記載されている。

エ 見積額が本業務の委託料上限額を超えている。

オ 審査の公平性を害する行為がある。

カ 提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる。

キ その他、本要領において規定した条件を満たしていない。

10 企画提案会

(1) 日時

令和6年5月23日(木)

午前9時から午後5時のうち指定する時間

(令和6年5月24日(金)：予備日)

(2) 場所 安城市中心市街地拠点施設 アンフォーレ3階 健康支援室

(3) 出席者

5名以内とする。ただし、本業務に携わる者を最低1名含めること。

(4) 発表時間(目安) ※実際の時間構成は別途通知する。

準備	10分以内
注意事項	5分程度
プレゼンテーション	30分以内
質疑応答	20分程度
片付け	10分以内

(5) 留意事項

ア 企画提案会は選定委員、事務局職員、関係課オブザーバーを除き非公開で実施する。

イ 説明は提出書類に記載された内容に限るものとし、説明用のスライドを除く追加資料の持込は不可とする。

ウ 質疑に対する応答は、企画提案会内で応答し、持ち帰りは不可とする。

エ ホワイトボード、スクリーン、プロジェクター及びプロジェクター接続コードは事務局が用意するが、パソコン等のその他機器については、必要に応じて各参加者が用意すること。

オ プレゼンテーションについては、スライドを用いて説明しても良いが、説明に用いたスライドは、企画提案会後にCD-ROM等の電子媒体で提出するものとする。

11 優先交渉権者の選定

提出された業務提案書及び企画提案会におけるプレゼンテーションについて、以下のとおり審査を実施し、優先交渉権者を決定する。

(1) 審査委員会

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、市民生活部長を委員長とす

る5人で組織する選定委員会において審査する。審査委員会に属する委員は、企画提案会及びその審査に参加し、最も適切に本業務を実施できる者を選定する。

(2) 審査基準 「別表 評価基準」のとおり

ア 「別表 評価基準」に基づき、評価項目ごとに選定委員が業務提案書及び企画提案会の発表内容にて審査を行う。

イ 企画提案会後の選定委員会にて、各選定委員の「別表 評価基準」の点数の合計が高い者から順位をつけ、第1位と判定した委員を多く獲得した者を優先交渉権者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。

ウ 第1位と採点した委員が同数である場合は、その者のうち第2位をより多く獲得した者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合、各選定委員の合計点を集計した点数が高い者を優先交渉権者とする。

エ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の合計点が同点である場合は、「見積額」の低い者を上位とする。ただし、「見積額」も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

オ 各個別の項目において、著しく低い点数がある場合は、優先交渉権者、次点者とはならないものとする。

カ 提案者が1者の場合であっても企画提案会を実施し、獲得した点数の合計が著しく低い場合又は各項目において著しく低い評価となる場合を除き、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 審査結果

ア 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別メールで通知する。

イ 審査結果のメール通知後、市公式ウェブサイトにて結果を公表する。

ウ 審査結果について質問・異議申し立てはできないものとする。

1.2 契約

(1) 本プロポーザルにより優先交渉権者として選定された者と契約協議の上、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。ただし、優先交渉権者として選定された者が参加資格要件を満たさなくなったとき、辞退したとき、その他契約を締結することができないやむを得ない事由により契約協議が成立しないときは、次点者と契約協議を行うものとする。

(2) 委託契約締結にあたり、発注者と協議の上、新たに仕様書の確定を行うものとする。なお、この仕様書の内容は、「仕様書」及び「業務提案書」の内容を基本とす

るが、協議の結果、必要があれば訂正、追加、削除等を行うものとする。

1 3 その他

- (1) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る発注者からの参加報酬はないものとする。
- (3) 採用案の著作権は発注者に帰属する。
- (4) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (5) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、辞退届（様式第4）を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。
- (6) 提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ、非開示としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。
- (7) 提出された書類は、返却しないものとする。

1 4 各種書類の提出先

安城市役所 市民生活部 アンフォーレ課 まちなか連携係

住所：〒446-0032 安城市御幸本町504番地1

電話：0566-76-6111

F A X：0566-77-6066

電子メールアドレス：anforet@city.anjo.lg.jp

別表 評価基準

全体（４００点満点）

項目	内容	点数
提案審査 (80%)	類似業務実績一覧、業務実施体制図、業務従事者一覧等及び提案書等とプレゼンテーションをもとに審査。評価の詳細は、「安城市中心市街地拠点施設映像コンテンツ等システム更新及び運用保守審査項目基準書」のとおり。	320
価格審査 (20%)	見積書を審査。	80
計		400

構成

企画提案、220インチ大型マルチビジョン、50インチディスプレイパネル利用環境、自由提案の4種類に分け、次表のとおり点数配分するものとする。

区分	項目	点数
企画提案	類似業務実績一覧、業務実施体制図、業務従事者一覧等	60
220インチ大型マルチビジョン	提 仕様全般	25
	案 運用・提案	115
	計	140
50インチディスプレイパネル	提 仕様全般	15
	案 運用・提案	55
	計	70
自由提案		50
価格		80
総合計		400

付記

- 1 類似業務実績一覧は、事業者の任意の様式とし、発注機関を問わず、同規模の業務実績があれば最大10件まで記載すること。また、記載内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）も添付すること。
- 2 業務実施体制図は、事業者の任意の様式とする。
- 3 業務従事者一覧については、事業者の任意の様式とし、「保有資格」として記載したものは、正本に証明する書類の写しを添付すること。